

太田市建設工事等資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第42号

太田市建設工事等資金貸付条例の一部を改正する条例
太田市建設工事等資金貸付条例（平成17年太田市条例第74号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「130万円以上で」を「200万円を超え」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の太田市建設工事等資金貸付条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に契約締結した案件について適用し、同日前に契約締結した案件については、なお従前の例による。